

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び6年10月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成6年10月から7年2月まで

申立期間①及び②当時、子供が幼かったこともあり、平成4年3月に勤務先を退職後すぐにA市役所に行き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自宅に送付された納付書により、金融機関で納付した。

申立期間当時、私たち夫婦は、年金は大切なものと認識しており、妻及び同居する父親に収入もあり、経済状況は良かったので、納付できる保険料を未納とするはずは無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は5か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、その当時の保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月23日に払い出され、申立人が申立期間①の直前に勤務していた会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月17日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出日及び資格取得日からみると、申立人は勤務先退職直後に国民年金の加入手続を行ったものと推認することができるとともに、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であ

り、申立人が当時、加入手続きを行いながら当月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人から提出された年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄を見ると、申立人は、申立期間②の直前に勤務していた会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成６年 10 月 30 日付けで国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該再取得に係る記録は、同欄の記載内容等から当該再取得日から喪失日である 7 年 3 月 9 日までの期間に記入されたものと考えられ、そのいずれの時点においても、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、再加入の手続きを行いながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年8月まで

私は、昭和47年頃、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、初回月分は同市役所の出納窓口で納付し、その後は金融機関等で納付した記憶が有り、同期間が国民年金の未加入期間となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃にA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、初回月分は同市役所で、その後は最寄りの金融機関等でそれぞれ納付したはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月20日に払い出され、同日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格記録と一致している。

また、同手帳の発行日欄には、当該資格取得日と同日の日付が記載されていることからみると、申立人は、同日に加入手続を行ったものと考えられる上、任意加入の場合、被保険者資格を遡って取得することができないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間の納付記録欄は、全て斜線で抹消され、保険料を納付できない期間であることが記録されているほか、申立人に係る市町村国民年金

被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳においても、資格取得月前の納付記録欄については、全て斜線で抹消されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、通称名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年2月までの期間及び46年7月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月から46年2月まで
② 昭和46年7月から47年12月まで

私は、昭和54年頃、A社会保険事務所（当時）又はA市役所（現在は、B市役所）から過去の未納となっている国民年金保険料を全て納付できるとの説明を受け、C社退職後に未納となっていた約2年分の保険料と併せて申立期間①及び②の保険料をA市役所の国民年金窓口で一括して納付したはずであり、申立期間の保険料納付記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃、過去の未納となっている国民年金保険料を全て納付できるとの説明を受け、勤務先退職後に未納となっていた約2年分の保険料と併せて申立期間①及び②の保険料をA市役所の窓口で一括納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月31日に払い出され、申立人がC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した50年10月26日（平成17年7月12日付けで昭和50年10月31日に訂正処理済）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは申立人に係る特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）の記録とも一致していることから、申立期間①及び②については国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 52 年 12 月 26 日に 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付し、54 年 9 月 27 日に 50 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料を特例納付（第 3 回目）していることが確認できるものの、申立期間①及び②の保険料が特例納付された形跡は無い上、未加入期間である当該申立期間の保険料を特例納付したとすれば、還付又は資格記録を追加した上で納付済みとして処理されるが、そのような処理が行われた形跡も見られない。

さらに、申立人は、「昭和 54 年頃に、C 社を退職後の約 2 年分の保険料と一緒に申立期間①及び②の保険料を A 市役所の窓口において 37 万円から 38 万円納付した。」旨を供述しているところ、上記のとおり、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の保険料については、52 年 12 月 26 日に過年度納付されており、申立人が納付したとする 54 年時点では既に納付済みとなっていることが確認できる上、上記の特例納付額と申立期間①及び②の保険料を特例納付した場合の保険料額の合計額は、申立人が記憶する納付額と著しく相違している。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記時点及び申立人が納付したとする昭和 54 年時点のいずれの時点においても、申立期間の保険料は過年度分であることから市町村においては取り扱っておらず、国庫金納付書により金融機関等において納付することが必要であり、B 市役所においても、当時の国民年金窓口では、国庫金である特例納付保険料を取り扱っていなかった旨を回答しており、申立内容とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 287

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 57 年 12 月まで

昭和 49 年 2 月頃、A 市役所の職員に国民年金への加入を勧められた義母が、私達夫婦の加入手続を行い、申立期間の保険料については、私が夫婦二人分を自宅に集金に来る同市役所の国民年金担当課職員に毎月納付しており、当該職員の名前も覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 2 月頃、その義母が申立人及びその夫の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人自身が、集金に来た市役所職員に夫の保険料と一緒に納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 1 月 26 日及び同年 2 月 25 日にそれぞれ払い出されており、夫婦ともに申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 50 年 2 月 27 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 50 年 1 月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付するには、国民年金の任意加入手続を行うことが必要であるが、申立人自身は当該手続に直接関与しておらず、申立人の義母は既に死亡していることから、当該加入手続に係る具体的な供述が得られない上、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿（電算記録）を見ると、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政側

の記録に不自然な点は見られない。

なお、当該期間当時、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、その父親が経営する事業所において、厚生年金保険に加入していることが確認でき、国民年金に重複して加入することができない上、仮に国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、そのような還付が行われた形跡も存しない。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 2 月から 57 年 12 月までの期間について、上記の払出日を前提に保険料の納付方法をみると、i) 50 年 2 月から 54 年 9 月までの期間は、徴収権の時効消滅により保険料を納付することができない期間であり、ii) 54 年 10 月から 56 年 3 月までの期間は、過年度納付することが可能であるが、申立人は市役所職員の集金により毎月納付したと主張しているところ、市町村では過年度の保険料については取り扱っておらず、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、申立人からは、当該納付方法により保険料を遡って納付したとの主張は無く、iii) 56 年 4 月から 57 年 12 月までの期間は、現年度納付することが可能であるが、申立人は B 姓の市役所職員の集金により納付したと主張しているところ、同市役所は、「申立期間当時、国民年金担当職員による保険料の集金業務は、年末及び年度末の一時期のみ実施していた。申立人が名前を挙げた職員は当該担当課に在籍していなかった。」旨を回答しており、申立内容とは符合しない。

加えて、申立期間の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、上記 i) の期間については、前述のとおり厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金に加入していた記録は無く、ii) 及び iii) については、申立人同様に市町村国民年金被保険者名簿（電算記録）及びオンライン記録のいずれにおいても保険料が納付された記録は無く、未納期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月26日から42年1月26日まで

私は、昭和 40 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、申立期間においても継続して同事業所で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び「A社C事業所」に届いた昭和 42 年元旦と記載されている申立人宛ての年賀状から、申立人は申立期間当時、同事業所に在籍していたことがうかがえる。

しかし、B社から提出された申立人に係る履歴書を見ると、昭和 41 年 7 月に退社し、42 年 1 月に再入社した旨の記載が有るほか、43 年 8 月 15 日現在の社員名簿において、申立人の入社年月日は 42 年 1 月 16 日と記載されていることが確認できるところ、当該記録はオンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致しており、申立人の正確な勤務実態を確認することはできない。

また、当該事業所に照会を行ったところ、社会保険に係る資料及び賃金台帳は保管されておらず、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては不明である旨を回答している。

さらに、当該事業所から提出された「経営変更報告書」を見ると、昭和 41 年 7 月 25 日付けで人員整理が行われた旨の記載があるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年同月 26 日に申立人を含む 84 人が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、うち 28 人については、その後、同事業所において資格を再取得しているが、

その全員について1か月間から6か月間の未加入期間があることが確認できる上、当該元同僚に対し、当該未加入期間における勤務実態及び保険料控除の有無について、照会を行ったところ、複数の元同僚は、「休職していた」又は「出社していたが、仕事らしい仕事は無かった」旨を回答しているほか、当該未加入期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料及び具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年4月頃まで

私は、A社に昭和21年3月1日に入社してから22年4月頃に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が21年12月1日になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和21年3月1日から22年4月頃まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、当時の同僚26人に照会しても申立人の退職時期に関する具体的な供述は得られず、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立期間当時に当該事業所で勤務していた上記同僚26人に対して、自身が記憶する退職日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日との相違の有無について照会したところ、回答の有った18人のうち、退職日を記憶しているとする7人は、相違が無い旨を回答している上、他の11人からも相違している旨の回答は無く、前述の退職日を記憶している同僚7人のうち昭和22年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、自分と同じ時期に退職した者はいなかったと供述している。

さらに、当該事業所は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の親族は、当時の事業主が既に死亡しており、同事業所に係る申立期間当時の資料は無いことから、当時のことは不明である旨を回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 22 年 3 月以降に厚生年金保険の被保険者資格を有している者が記載されていることが確認できるところ、同名簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業所に係る被保険者資格の喪失年月日欄に「21. 12. 1」と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。